

合志市人権教育・啓発基本計画

(第3次改訂概要版)

生きる力としての人権感覚をもつ人を育み、
人権が尊重され、あらゆる差別のないまちづくり

菊池恵楓園 歴史資料館

菊池恵楓園 歴史資料館

基本計画の策定(改訂)にあたって

本市は、平成20(2008)年度に「合志市人権教育・啓発基本計画」を策定し、部落差別問題やハンセン病問題をはじめ、あらゆる人権問題の解決に向けて、行政、学校、企業、団体および市民が人権を大切にする共通の考え方に立ち、お互いに協力して人権意識高揚のための取り組みを進めてきました。

一方で、人権を取り巻く社会情勢は年々変化するため、5年ごとに「人権意識に関する市民アンケート調査」を実施し、その結果をもとに基本計画の改訂を行っています。

このたび、令和6(2024)年度に第3次改訂として見直しを行い、これにより、社会情勢やニーズに即した人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していきます。

計画期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。

基本計画策定の意義

- 人権をめぐる現状を明らかにすること
- 人権教育・啓発の取り組みの方向を示すこと
- 行政、保育園(所)、幼稚園、学校、各機関、団体、家庭及び地域などに期待される役割を明らかにすること

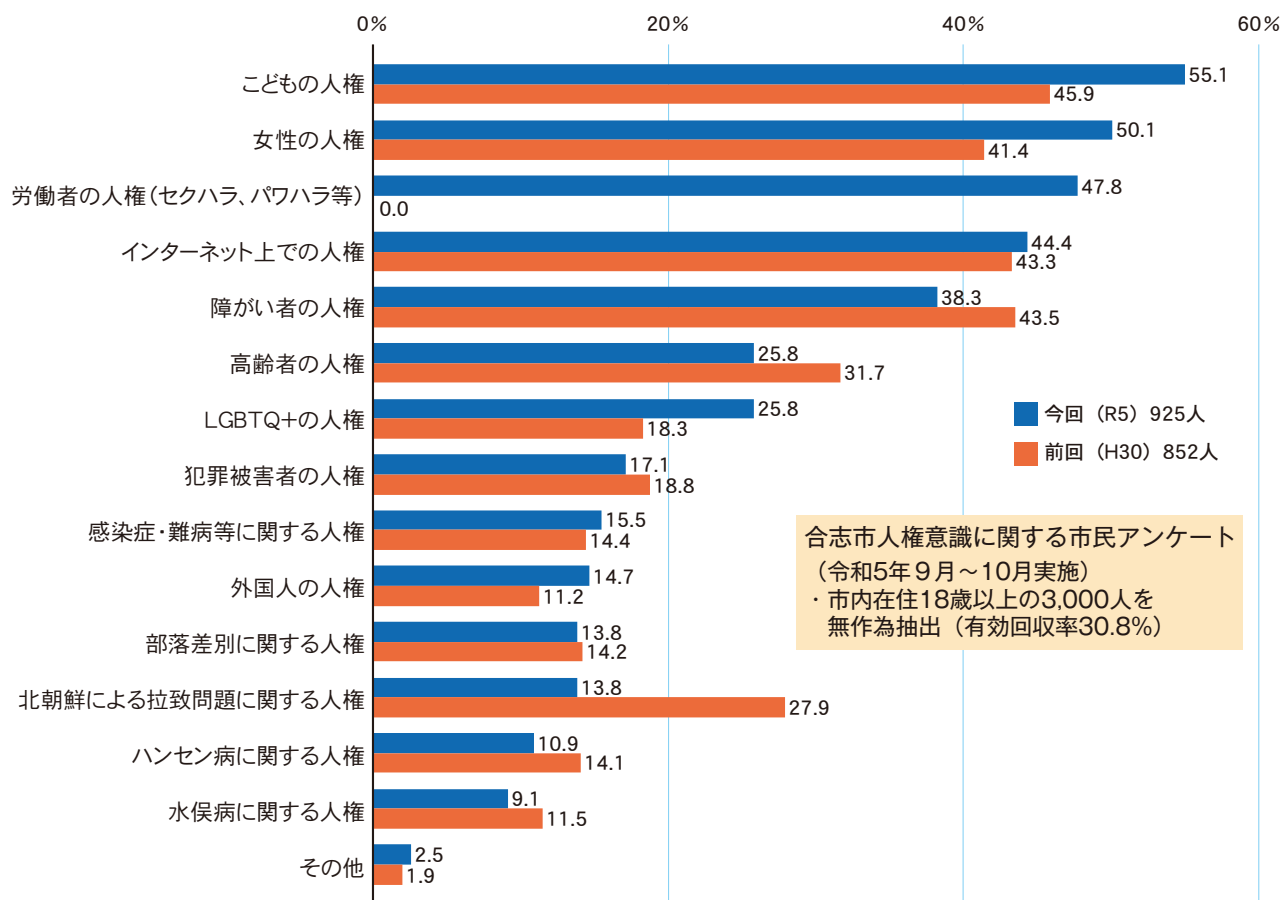
基本計画における人権教育・啓発の目標

人権教育・啓発の目標は、すべての人の基本的人権と自由が尊重され、個性が認められる社会を築くことです。出身や門地、性、年齢、障がいの有無、貧富の差に関係なく、すべての人が一人の人間として尊重され、自立し、社会参加の機会が保障され、安心して生活できる共同社会を目指します。

人権教育・啓発は「人権尊重のまちづくり」の担い手を育成する役割も果たします。

日本における人権について、あなたの関心が特にあるものは

(複数回答)



人権の重要課題について (現状課題と取り組み方針)

1. 部落差別問題

現状と課題

部落差別は依然として存在し、特に結婚、就職、土地取引、そしてインターネット上での差別が深刻な問題となっています。近年でも県内で差別落書き・土地差別・差別発言などの事件が発生しています。アンケートでは4割の人が部落差別はなくなったと回答していますが、残念ながら偏見や差別意識は根深く残っており、早期解決と再発防止に向けた取り組みが必要です。

取り組み方針

- ・人権啓発活動の推進と啓発行事、出前講座の実施
- ・啓発リーフレットや啓発DVDを通じた情報提供
- ・インターネット上の誹謗中傷や差別発言の早期発見と関係機関との連携による対策
- ・学校、団体等との連携強化

2. ハンセン病回復者の人権

現状と課題

アンケートでは、ハンセン病について「理解している」との回答が75.6%に達し、施設への訪問者も増加していますが、ハンセン病に関する正しい知識は十分に浸透しておらず、偏見や差別が依然として存在しています。特に新しく転入した市民への理解促進が重要であり、さらに啓発活動を強化していく必要があります。小中学校では、ハンセン病問題の学習に取り組んでいます。また、菊池恵楓園との地域交流や歴史資料館の見学なども行われています。

取り組み方針

- ・ ハンセン病への正しい理解と、回復者やその家族への偏見や差別の解消を図るための啓発・広報活動の実施
- ・ 新規参入者が参加できるような啓発活動の実施
- ・ 菊池恵楓園と地域住民との交流促進、歴史資料館の周知活動の強化
- ・ 学校教育現場での継続的な学習の実施

3. 水俣病をめぐる人権

現状と課題

水俣病問題は、単に健康被害を受けただけでなく、風評により偏見・差別を引き起こしました。アンケートでは差別的な言動をすることが問題との回答が35.5%ありました。

偏見や差別は依然として存在し、正しい知識の普及が課題です。

取り組み方針

- ・ 学校と連携し、水俣病の正しい理解の促進と環境保全学習の実施
- ・ 偏見や差別の解消、環境保全の重要性を認識するための啓発・広報活動の実施

4. こどもの人権

現状と課題

こどもの人権は侵害されやすく、アンケートでは「こどもの人権」が最も関心の高い問題（55.1%）でした。虐待・いじめ・SNS被害などの影響で、こどもを取り巻く環境は厳しく、家庭、地域社会、学校、行政が一体となって支えることが求められています。

取り組み方針

- ・ 児童虐待、いじめ、不登校、SNS被害の対策に関係機関と連携した相談体制の充実
- ・ 啓発広報活動を通じた、こどもの人権尊重と社会的自立の推進
- ・ 社会全体でこどもの健全な成長を支える体制の強化

5. 女性の人権

現状と課題

女性の社会進出が進む一方で、就業環境、家庭内の負担、セクハラ、DVなどの課題があります。アンケートでは、女性の人権に対する関心が2番目に高く、固定的な役割分担意識や職場での差別が課題です。

取り組み方針

- ・ 性差別意識を解消し、男女共同参画社会を実現するための啓発活動の推進
- ・ 学校や職場での教育・啓発活動の実施
- ・ 関係機関と連携したDV等相談体制の充実

6. 高齢者の人権

現状と課題

高齢者は介護、財産管理、虐待、詐欺、災害時の避難などの問題に直面しています。アンケートでは、施設や家庭内での処遇問題や一人暮らしの見守りと自立しやすい環境づくりが求められています。

取り組み方針

- ・ 必要なサービスの提供や地域支援体制の構築
- ・ 関係機関と連携した認知症の人への支援や虐待防止、犯罪防止に向けた啓発促進
- ・ 高齢者が尊重される人権教育と啓発活動の推進

7. 障がい者の人権

現状と課題

障がい者の就職機会が増える中、地域や職場での理解と合理的配慮が求められています。アンケートでは、理解不足や就職での不利な扱いなどが挙げられており、自立支援や就職機会の確保が求められています。

取り組み方針

- ・ 自立生活しやすい環境づくりや社会づくり
- ・ 障がい者についての理解を深めるための学習会や啓発活動の推進

8. インターネット上の人権

現状と課題

インターネットの普及で誹謗中傷やプライバシー侵害、デマ拡散などの人権侵害が増加しています。特にSNSでのいじめや差別が深刻で、アンケートでも関心が高く、対策が求められています。

取り組み方針

- ・ モニタリングを通じた差別的な書き込みの監視、早期発見と報告による被害の防止
- ・ 情報モラルの理解と認識を深めるための学校教育や社会教育での啓発活動を推進

9. 外国人の人権

現状と課題

外国人の増加や多文化への理解不足による軋轢や誹謗中傷などが発生しています。アンケートでは、多くの人が外国人の人権が尊重されていないと感じており、地域の受け入れが課題です。

取り組み方針

- ・ 外国人との地域交流や多文化理解など、共生に向けた教育・啓発・広報活動の推進



10. LGBTQ+ (性的少数者の人権)

現状と課題

性同一性障害などの性的少数者への理解不足から、偏見や差別、就職の困難さが問題視されています。アンケートでも偏見や差別、環境づくりが課題とされています。

取り組み方針

- ・ 性的少数者への理解推進のための教育・啓発活動
- ・ 人権相談や電話相談体制の充実

11. HIV (ヒト免疫不全ウイルス) 感染症等をめぐる人権

現状と課題

HIVは日常生活ではほとんど感染せず、もし感染したとしても適切な治療によりエイズの発症を防ぐことが可能となっています。しかしながら、不確かな知識や誤解から生じる偏見や差別が依然として課題となっています。

取り組み方針

- ・ HIVやその他感染症に関する正しい知識と理解の促進
- ・ 感染者等への偏見や差別解消に向けた啓発活動

12. 労働者の人権

現状と課題

職場のハラスメント（パワハラ、セクハラ、マタハラ・カスハラなど）は従業員と企業に深刻な影響を与えます。令和4年からパワハラ防止が全事業主に義務化されました。アンケートでは47.8%が「労働者の人権」に関心を示しています。

取り組み方針

- ・ ハラスメント防止に向けた人権意識高揚のための啓発活動
- ・ 市内企業等における出前学習会の開催
- ・ 関係機関と連携した相談体制の充実

13. その他の人権課題

上記の他にも様々な人権課題があります。

（ア）刑を終えて出所した人たちの人権（イ）犯罪被害者等の人権（ウ）難病等をめぐる人権（エ）大規模自然災害と人権（オ）アイヌの人々の人権（カ）拉致被害者等の人権など、私たちの周りには存在しています。全ての人権問題に対して、正しく理解し認識を深めて、差別をなくす取り組みを今後も一体的となって進めていきます。



人権教育・人権啓発の推進

人権教育の推進

人権尊重の精神の涵養を目的としています

就学前教育

乳幼児期は人間形成の極めて重要な時期であるため、命の大切さや相手への思いやりなど、人権尊重の精神が育まれるよう努めることが大切です。また、保育者の人間性や専門性の確立を目指し、研修の充実を図ります。



学校教育

児童生徒一人ひとりの「生きる力」を育成し、個性を生かす教育や、多様性に富んだ社会に対応するための豊かな人間性を育てる教育を推進します。また、教職員の人権意識を高め、専門的な知識・技能の向上や実践的な指導力の育成に努めます。



社会教育

市民一人ひとりが人権問題を単に知識として学ぶだけでなく、身近な日常生活における人権感覚を育成することが重要です。地域・家庭・職場等における人権に関する学習を推進し、あらゆる人権問題の解決に向け、効果的で市民の共感を得られるよう創意工夫を図った人権講演会、学級講座など、研修や広報を通して市民の意識向上に努めます。

人権啓発の推進

人権尊重の理念を普及させ理解を深めることを目的としています

啓発内容

広く市民を対象に、人権の意義や人権尊重の重要性についての正しい認識を促すとともに、あらゆる人権問題に対し、自分自身のこととして受け止める力を養い、差別をなくし、人権を尊重する行動が日常生活で実践できるような啓発を進めます。

啓発方法

市民一人ひとりの理解を深めるため、より多くの人に参加できるような講演会やシンポジウムなどの研修会、学習会を実施します。また、人権問題についてのパンフレットや啓発リーフレットの配布、広報「こうし」や市のホームページを活用した周知に努めます。

さらに、人権ふれあいセンターや合生文化会館を拠点とした講座、相談事業、地域行事などを行い住民交流を推進していきます。



主な啓発事業

①人権教育研究大会（7月）

市民一人ひとりが人権問題とのかかわりをより深く認識し、「人権と共生の世紀」の実現を目指すことができるように実施しています。

④人権啓発リーフレット「えがお」の発行（年2回発行）

本市の人権教育・啓発の取り組みの紹介や、市民の皆さんに理解をより深めてもらうための様々な人権問題を取り上げています。

②人権フェスティバル（12月）

人権週間（12月4日～10日）に合わせて、期間中か前後の土曜日に開催しています。講演会をはじめ、保育園（所）、幼稚園、小、中学校の発表や人権標語、人権ポスターの展示などを行い、あらゆる差別をなくし、「明るい合志市づくり」を進めます。

⑤出前人権啓発講座（年間を通して随時）

市民の集まりや企業に出向き、身近な人権についてわかりやすく伝えることで、人権意識の向上を図り、人権のまちづくりについて学びます。

③ハンセン病問題啓発事業（2月）

ハンセン病問題についての講演会、啓発映画の上映、市民の発表、演劇、トークディスカッションやパネルの展示などを実施して、参加者が一緒に考え理解を深めることができるように実施しています。





一人で悩まずご相談ください

人権問題の相談は こちらにどうぞ



●人権についての相談は何でも (相談受付時間)

人権啓発教育課	平日8:30～17:00	☎248-2399
人権ふれあいセンター	平日8:30～17:00	☎248-3893
合生文化会館	平日8:30～17:00	☎242-3218
みんなの人権110番（法務局）	平日8:30～17:15	☎0570-003-110
特設人権相談所（本市の人権擁護委員が対応します） 泉ヶ丘市民センター、ふれあい館 年2回（9月、2月 午前10時～午後3時）※実施日は市広報のお知らせカレンダーに掲載します		

●虐待などこどもの人権に関すること

こども家庭課	平日8:30～17:00	☎248-1199
学校教育課	平日8:30～17:00	☎248-2366
熊本県中央児童相談所	平日8:30～17:00	☎381-4451
こどもの人権110番（法務局）	平日8:30～17:15	☎0120-007-110

●性的被害やDV(男女間暴力)など、女性の人権に関すること

こども家庭課	平日8:30～17:00	☎248-1199
熊本県女性相談センター	平日8:30（土日祝9:00）～22:00	☎381-7110
女性の人権ホットライン（法務局）	平日8:30～17:15	☎0570-070-810

●障がい者の人権に関すること

福祉課障がい福祉班	平日8:30～17:00	☎248-1144
-----------	--------------	-----------

●パワハラ、セクハラ、マタハラなど、働く人の人権に関すること

菊池総合労働相談コーナー	平日9:30～17:00	☎0968-28-2665
--------------	--------------	---------------



合志市人権教育・啓発基本計画（第3次改訂概要版）

発行 合志市教育委員会 人権啓発教育課
合志市竹迫2140番地 電話 248-2399（直通）
メールアドレス jinken@city.koshi.lg.jp